令和6年度 航空機騒音測定結果概要

(嘉手納飛行場・普天間飛行場)

	`~
	<i>31</i> /
ш	ク へ
-	

Ι	航空機騒音対策の経緯		•	•	•	•					•	 •	1
Π	令和6年度航空機騒音	則定	:結	果									
	Ⅱ-1 嘉手納飛行場周辺	•	-				-	•		•	 •	•	3
	Ⅱ-2 普天間飛行場周辺	•	-				-	•		•	 •	•	8
Ш	航空機騒音に係る環境	基準	[[つ	い	て	(;	抜丬	卆)				13

令和7年9月沖 縄 県

- I 航空機騒音対策の経緯(嘉手納飛行場・普天間飛行場)
- 1 主な出来事
- ・昭和63年2月 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定(嘉手納・普天間飛行場)

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準(旧)

地域類	型	WECPNL [※] (うるささ指数)	備考
I		70以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。
П		75 以下	I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に 適用する。

[※] 国際民間航空機関 (ICAO) が提唱した航空機騒音の評価の単位。略称「W値」、一般に「うるささ指数」と呼ばれている。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日のうるささ指数を算出する。

一日を4回(午前0~7時、午前7時~午後7時、午後7時~10時、午後10時~午前0時)に分け、夜間や深夜・早朝は補正増を行う。WECPNLが大きくなるほどうるささの程度が増す。

- ・平成7~10年度 航空機騒音による健康影響調査の実施
- ・平成8年3月 「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」が日米 合同委員会において合意される。

人口密集地上空の飛行回避、22:00~6:00 の飛行制限、18:00~8:00 の エンジンテストの制限等

・平成9年3月 航空機騒音常時自動測定オンラインシステムの導入

航空機が発する電波(トランスポンダ信号)をとらえることにより航空機騒音の判別を行い、測定したデータを各測定局から光回線等を通して中央監視局(沖縄県庁)に送信し、集計処理を行う。

・平成25年4月 改正「航空機騒音に係る環境基準」の施行

環境基準の評価指標が WECPNL から Lden[※]へ変更

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準(現行)

地域類型	∟ den [※]	備考
I	57dB 以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。
П	62dB 以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に 適用する。

[※] 時間帯補正等価騒音レベル。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日の騒音の大きさを算出する。Ldenの「den」は、day、evening、nightを表す。

一日を3回(午前7時~午後7時、午後7時~10時、午後10時~午前7時)に分け、午後7時~午前7時の夕方・夜間・早朝は補正増を行う。Ldenが大きくなるほど、騒音の大きさが増す。

2 県内各自治体の測定局設置状況(令和7年3月31日時点)

		嘉号	手納飛行場周辺		普	天間飛行場周辺
沖	縄	県	8局(オンライン)	沖 縄	県	7局(オンライン)
嘉	手 納	町	4 局	宜野	弯 市	1局(オンライン)
北	谷	町	3局(オンライン)	北中均	成 村	3局(オンライン)
沖	縄	市	3局(オンライン)	沖 縄	市	1局(オンライン)
う	るま	市	3局	浦添	市	3局(オンライン)
	計		21 局	計		15 局

Ⅱ-1 令和6年度航空機騒音測定結果(嘉手納飛行場周辺)

1 測定結果

(1) Lden について (図 K1、表 K1)

地域類型指定されている 19 測定局中 8 局で環境基準値を超過した(前年度 9 局/19 局)。

最大値は砂辺局の68dB(基準値62dB)であった。

(2) 1日あたりの騒音発生回数(表 K1)

最も多かったのは屋良A局の70.6回/日で、前年度最多の同局の65.4回/日から5.2回/日増加した。

(3) 最大騒音レベル (表 K1)

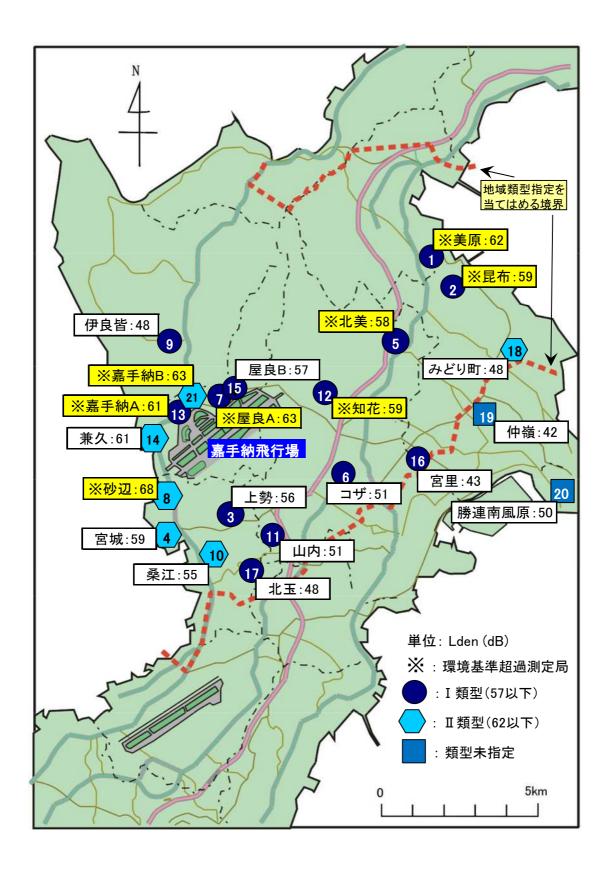
砂辺局で令和6年4月に測定期間中最大となる116.7dBを記録した。

- (4) 航空機騒音規制措置(H8.3.28)前後の航空機騒音発生状況(表 K2、図 K2、図 K2-2) 平成7年度以降、継続して測定している4測定局は、依然として旧環境基準 WECPNL を超過する値で推移している。
- (5) 夜間・早朝(22 時~6 時)における航空機騒音発生回数(表 K3、図 K3、図 K3-2) 21 測定局中 16 局の測定局で前年度より増加した。屋良A局の 207.1 回/月が最も多 く、前年度最多の同局の 166.2 回/月から 40.9 回/月増加した。

2 まとめ

嘉手納飛行場周辺の19測定局中8局で環境基準を超過した(前年度9局/19局)。 また、夜間・早朝(22時~6時)の騒音発生回数は、前年度と比較が可能な21測定局中16局で増加し、屋良A局の207.1回/月が最も多かった。

嘉手納飛行場周辺では、環境基準を超過する測定局が依然として多く、夜間・早朝の 騒音についても幾度も確認されていることから、同飛行場から発生する航空機騒音は周 辺地域住民の生活環境に対し大きな影響を与えている。



図K1 嘉手納飛行場周辺における航空機騒音測定結果

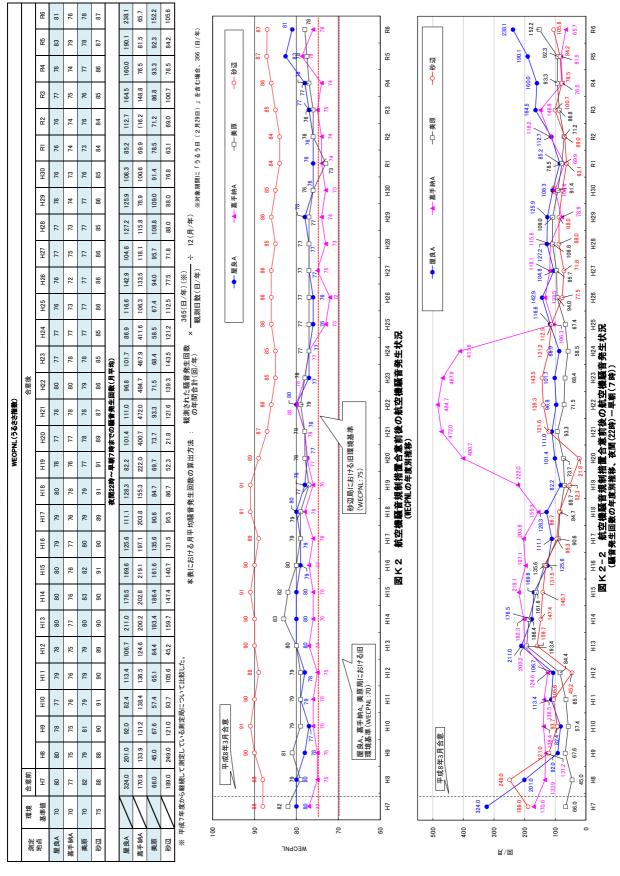
(嘉手納) 航空機騒音測定結果の概要 表 イコ

	測定地点	単	環境	環境基準値	測定期間内	瓦	測定期間内		1日あたりの	ηO		最大騒音レベル	F トベル		測定期間内		日あたりの騒音	·小 兩	單	河
No.	測定局名	(長理者)	類型	Lden(dB)	平均 Lden(dB)	(dB)	平均 WECPNI	_	騒音発生回数	: 回 数	測定期間内 最大値(dB)	引間内 <u>1</u> (dB)	測定期間内 平均値(dB)	期間内 氫(dB)	平均 Lnight(dB)	_	継続累積時間	Ą		
1	美原	(沖縄県)	Ι	22	<u>62</u> ((62)	78 (7	(18)	46.0 ((40.7)	107.8	(106.0)	85.1	(85.7)	47 (4	(47)	3分0秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
2	昆布	(沖縄県)	Ι	57	<u>59</u>	(61)	74 (7	(22)	30.2 ((30.1)	102.8	(105.1)	83.5	(84.7)	44 (4.	(44)	1分14秒	R6.4.1 ∼	R7.3.31	365
3	上勢	(沖縄県)	I	27) 99	(21)	74 (7	(74)	40.6	(40.0)	105.6	(104.0)	82.0	(83.6)	33 (3	(34) 1;	2 分 23 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
4	宮城	(沖縄県)	п	62) 69	(09)	75 (7	(22)	96.95	(24.9)	104.8	(106.2)	82.1	(82.6)	38 (4)	(40)	7 分 38 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
2	北美	(沖縄県)	Ι	27) <u>88</u>	(69)	74 (7	(22)	26.0 ((27.8)	105.3	(106.1)	83.5	(84.8)	40 (4	(41)	9分13秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
9	П Ļ	(沖縄県)	Ι	27	51 ((23)	9)	(69)	26.0	(26.5)	103.9	(104.9)	78.7	(80.9)	32 (29)		8分31秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
7	屋良A	(沖縄県)	I	22	<u>63</u>	(64)	81 (8	(83)) 9:0/	(65.4)	107.9	(107.0)	86.4	(88.7)	47 (45)	1	9 分 28 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
8	砂辺	(北谷町)	п	62) <u>89</u>	(69)	8)	(87)	49.5 ((21.8)	116.7	(116.2)	94.5	(64.6)	48 (4)	(49) 13	2 分 49 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
6	伊良皆	(沖縄県)	I	27	48 ((48)	64 (6	(64)	23.9 ((23.5)	95.2	(62.5)	74.6	(76.1)	32 (2)	. (82)	7 分 32 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
10	茶 江	(北谷町)	п	62) 22	(22)	72 (7	(11)	13.8 ((15.3)	105.7	(103.0)	82.8	(85.7)	28 (2	(24)	3分51秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
11	山内	(沖縄市)	Ι	27	51 ((52)	9)	(69)	30.2 ((32.9)	9.66	(104.2)	77.1	(78.5)	31 (28)		9 分 48 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
12	知 花	(沖縄市)	I	27) <u>66</u>	(09)	76 (7	(92)	47.2 ((51.6)	108.0	(112.7)	83.9	(84.5)	41 (3)	(39) 14	4 分 58 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
13	嘉手納A	(嘉手納町)	I	27	<u>61</u>	(63)	76 (7	(62)	32.5 ((38.1)	103.8	(104.6)	86.0	(87.7)	49* (48	(48*)	3分44秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	365
14	兼久	(嘉手納町)	п	62) 19	(21)	75 (7	(72)	27.5 ((23.4)	103.1	(103.1)	85.9	(83.6)	48* (41*)	1	0 分 29 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	361
15	屋良B	(嘉手納町)	Ι	57	57	(63)	73 (7	(62)	21.2	(34.1)	103.7	(106.3)	84.7	(89.5)	40* (46	(49*)	5 分 43 秒	R6.4.1 ∼	R7.3.31	365
16	国	(沖縄市)	Ι	27	43 ((51)	9) 09	(69)	21.0 ((53.6)	96.1	(109.0)	71.3	(80.3)	26 (25)		8 分 39 秒	R6.4.1 ∼	R7.3.31	365
17	光	(北谷町)	Ι	27	48 ((20)	9) 29	(29)	19.9	(23.2)	106.8	(105.5)	77.1	(79.2)	25 (3-	(34)	5分18秒	R6.4.1 ∼	R7.3.31	365
18	みどり町	(うるま市)	п	62	48 ((49)	62 (6	(62)	5.5	(5.5)	100.0	(102.5)	80.0	(80.5)	31* (35	(32*)	3分3秒	R6.4.1 ∼	R7.1.31	306
19	仲 嶺	(うるま市)	1	_	42 ((44)	56 (5	(29)	3.6	(4.0)	94.7	(97.6)	76.7	(78.7)	21* (30	(30*)	0分56秒	R6.4.1 ∼	R7.1.31	306
20	勝連南風原	(ラるま市)	ı	I	20 ((20)	64 (6	(64)	8.5	(7.1)	95.5	(94.7)	79.5	(19.9)	34* (35*)		2分46秒	R6.4.1 ∼	R7.3.31	365
21	嘉手納B	(嘉手納町)	п	62	<u>63</u>	(64)	78 (8	(81)	38.5 ((44.7)	103.6	(106.0)	9.98	(88.5)	20* (50	(50*)	5 分 59 秒	R6.4.1 ~	R7.3.31	330

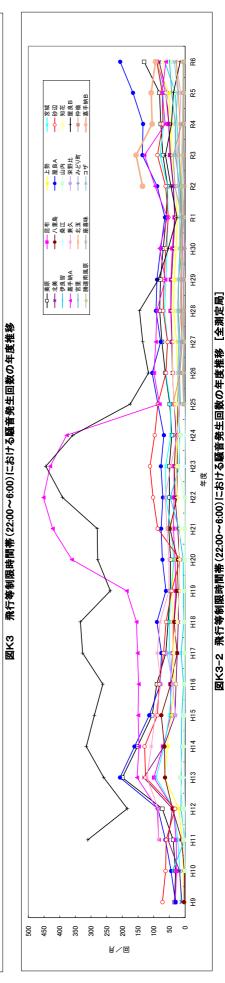
[※] 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。

[※] 表中の()内の数値は前年度(令和5年度)の値を示す。 ※ 常時測定局のうち測定日数が年間日数(365日又は366日)に満たないものは、機器不良などの理由による。また、みどり町局及び仲嶺局は欠測率が約16%であり、不確かさが高いことに留意する必要がある。 ※ Lnightは、0時~7時及び23時~24時の計8時間の平均でレベル算出したものとしているが、*を付した測定局では、0時~7時及び22時~24時の計9時間の平均で算出している。 ※ 兼久局は設置場所を移設し、令和5年7月から同設置場所で測定を開始している。

表K2 航空機騒音規制措置合意前後の航空機騒音発生状況(嘉手納)



130.8 207 R6 R5 133.9 **R**4 136.1 83 55.5 22 쮼 63.9 H30 表K3 航空機騒音規制措置に基づく飛行等制限時間帯(22時ー6時)における航空機騒音発生回数(月平均) H29 H28 H27 H26 H25 49.2 45.1 H24 96.8 112.0 50.2 H23 H22 49.9 102.2 52.2 H21 423.0 H20 361.5 H19 H18 54.3 89.7 152.0 149.9 148.3 151.7 155.3 H17 61.8 75.4 90.0 H16 H15 H13 184.2 207.7 H12 200.0 Ξ H 유 50 33,4 10072 500 450 350 300 250 150 月/回



7

Ⅱ-2 令和6年度航空機騒音測定結果(普天間飛行場周辺)

1 測定結果

(1) Lden について (図 F1、表 F1)

地域類型指定されている評価可能な13測定局中3局で環境基準値を超過した(前年度2局/11局)。

最大値は上大謝名局の65dB(基準値57dB)であった。

(2) 1日あたりの騒音発生回数(表 F1)

最も多かったのは新城局の 63.6 回/日で、前年度最多の同局の 38.2 回/日から 25.4 回/日増加した。

(3) 最大騒音レベル (表 F1)

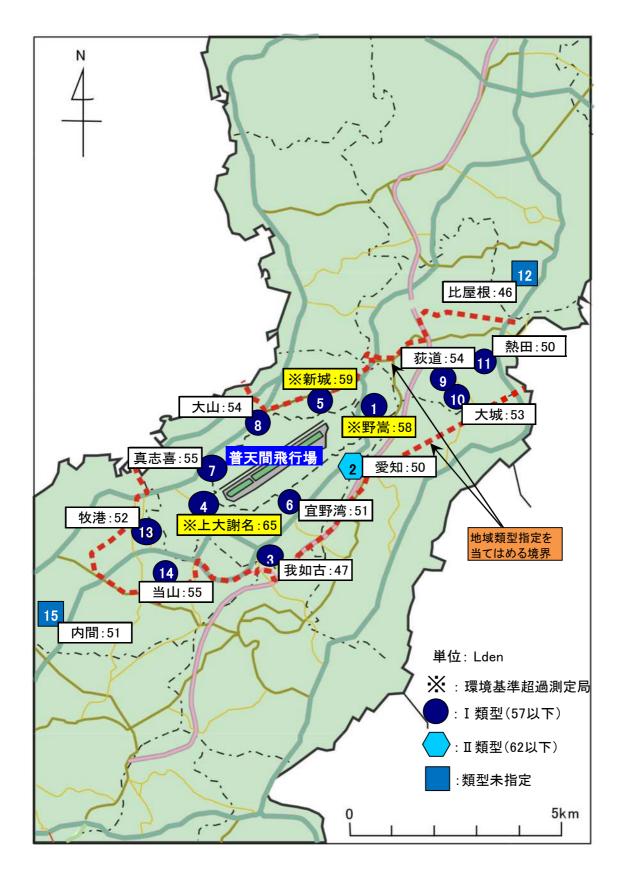
上大謝名局で令和7年2月に測定期間中最大となる124.4dBを記録した。

- (4) 航空機騒音規制措置(H8.3.28) 前後の航空機騒音発生状況(表 F2、図 F2、図 F2-2) 平成7年度以降、継続して測定している3測定局のうち、上大謝名局及び野嵩局で、ほぼ毎年、旧環境基準 WECPNL を超過する値で推移している。
- (5) 夜間・早朝(22 時~6 時)における航空機騒音発生回数(表 F3、図 F3、図 F3-2) 前年度と比較が可能な12 測定局中10 局で増加しており、新城局の78.7 回/月が最 も多く、前年度最多の大山局の51.3 回/月から27.4 回/月増加した。

2 まとめ

普天間飛行場周辺の13測定局中3局で環境基準値を超過した(前年度2局/11局)。 また、夜間・早朝(22時~6時)の騒音発生回数は、前年度と比較が可能な12測定局中10局で前年度より増加し、新城局の78.7回/月が最も多かった。

普天間飛行場周辺では、3測定局において環境基準を超過し、夜間・早朝の騒音も幾度も確認されていることから、同飛行場から発生する航空機騒音は周辺地域住民の生活環境に対し大きな影響を与えている。



図F1 普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果

(普天間) 航空機騒音測定結果の概要 表 F1

	測定地点	Int	環ţ	環境基準値	測定期間内		測定期間内	1	日あたりの		最大騷	最大騒音レベル		測定期間内		1日あたりの騒音	‡ {	画
No.	測定局名	(管理者)	類型	Lden (dB)	平均 Lden(dB)	_		靈	音発生回数	測定 最大	測定期間内 最大値(dB)	測定] 平均1	測定期間内 平均値(dB)	平均 Lnight(dB)		継続累積時間	测压期间	Ш
1	梟 锸	(沖縄県)	Ι	22	<u>58</u> (58)		73 (74)	26.2	2 (21.2)	112.2	(115.0)	83.7	(85.6)	37	(33)	6 分 49 秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
2	愛知	(沖縄県)	П	62	50 (52)		64 (67)	27.0) (12.1)	100.6	(110.4)	74.2	(80.4)	28	(25)	12 分 21 秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
3	我如古	(沖縄県)	Ι	57	47 (48)		62 (63)	13.3	3 (11.1)	100.0	(104.1)	9'92	(76.8)	22	(27)	5分51秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
4	上大謝名	(沖縄県)	Ι	57	<u>65</u> (62)		82 (80)	44.9	(32.1)	124.4	(120.6)	8'06	(90.2)	38	(31)	12分0秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
2	新城	(沖縄県)	Ι	22	$\overline{29}$ (57)		73 (72)	63.	6 (38.2)	110.2	(108.0)	79.4	(80.8)	38	(32)	32 分 19 秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
9	家猛草	(沖縄県)	Ι	57	51 (50)		(9) (92)	26	.6 (20.8)	99.1	(108.6)	75.4	(76.9)	31	(28)	9分34秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
7	量罕草	(宜野湾市)	Ι	57	55 (54)		(69) 02	26.4	t (18.3)	102.7	(102.4)	80.4	(80.3)	32	(28)	8分54秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
8	πҰ	(沖縄県)	I	22	54 (54)		(69) 89	36.9) (13.4)	101.2	(100.2)	8.97	(80.4)	31	(32)	15分14秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
6	荻 道	(北中城村)	Ι	57	54 (52)		(67)	26.5	5 (20.9)	105.3	(109.4)	8.67	(79.2)	29	(27)	9分56秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
10	大城	(北中城村)	Ι	57	53 (51)		(99) 89	29	.6 (28.4)	103.9	(100.9)	6'LL	(76.4)	28	(28)	10 分 32 秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
11	田 隣	(北中城村)	Ι	22	50 (49)		64 (65)	22.	(19.5)	96.4	(101.5)	0'92	(76.2)	28	(56)	11 分 20 秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
12	比屋根	(沖縄市)	Ι	I	46 (47)		(69) 09	19.	7 (19.0)	9.66	(100.7)	8.07	(74.3)	26	(56)	8分7秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 359
13	牧港	(浦添市)	Ι	22	52 (50)		(9) 99	25.7	7 (23.2)	102.1	(101.5)	0.77	(77.0)	32	(28)	9分51秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365
14	巾馬	(浦添市)	Ι	22	55 (52)		(9) 69	25.1	(23.5)	109.6	(86.3)	1.08	(76.9)	32	(25)	9分30秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 359
15	内間	(浦添市)	-	ı	51 (49)		(63)	17.6	3 (23.5)	104.6	(92.8)	7.77	(74.6)	30	(24)	7分6秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	31 365

※ 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。

※ 表中の()内の数値は前年度(令和5年度)の値を示す。
※ 常時測定局のうち測定日数が年間日数(365日又は366日)に満たないものは、機器不良などの理由による。
※ 上nightは、0時~7時及び23時~24時の計8時間の平均でレベル算出した。
※ 愛知局は前年度(令和6年2月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所で測定を開始している。
※ 我如古局及び新城局は前年度(令和6年2月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所で測定を開始している。
※ 我如古局及び新城局は前年度(令和6年3月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所で測定を開始している。また、移設に伴い環境基準の地域類型が類型 I から類型 I に変更となっている。
※ 大山局は前年度(令和6年3月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所で測定を開始している。また、移設に伴い環境基準の地域類型が類型がの資料型 I に変更となっている。
※ 大山局は前年度(令和6年3月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所で測定を開始している。また、移設に伴い環境基準の地域類型が類型がの直接である(20%)。
※ 牧港局、当山局及び内間局の前年度(令和5年度)の値は欠測期間が2ヶ月を超えるため参考値扱いである(欠測率、牧港局、当山局及び内間局の前年度(令和5年度)の値は欠測期間が2ヶ月を超えるため参考値扱いである(欠測率、牧港局、当山局及び内間局の前年度(令和5年度)の値はな測期間が2ヶ月を超えるため参考値扱いである(欠測率、枚港局、当山局及び内間局の前年度(令和5年度)の値はな測期間が2ヶ月を超えるため参考値扱いである(欠測率、枚港局、当上局及び内間局の前年度(令和5年度)の値はな測期間が2ヶ月を超えるため参考値扱いである(欠測率

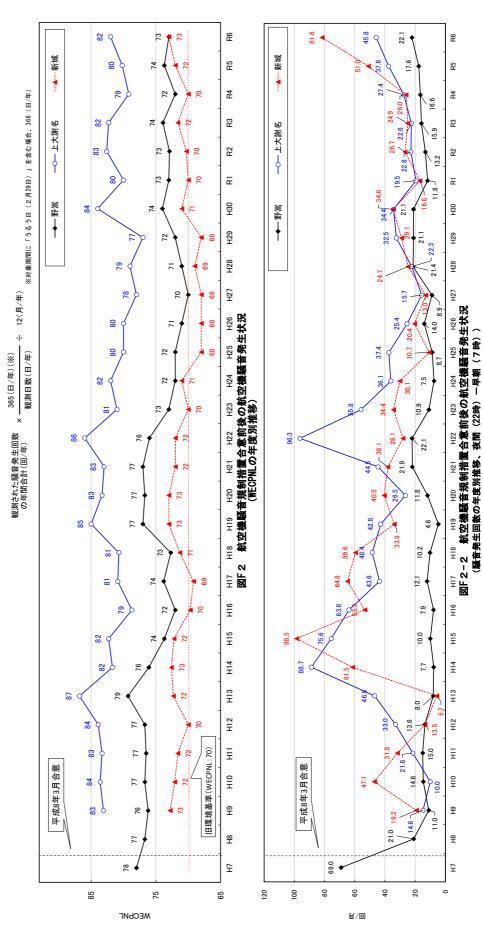
また、同3局は令和6年1月から測定装置及び測定条件を変更している。

表F2 航空機騒音規制措置合意前後の航空機騒音発生状況(普天間)

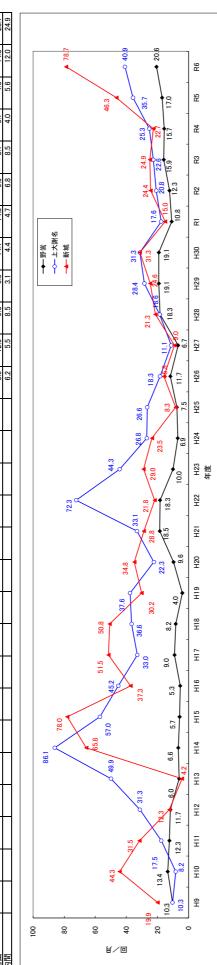
	6	н
4	3	H
	×	
4	3	
-	ú	i.
1	I	U
4	И	١
	ï	ï
•	٧	¢
	ė	٠
•		ľ
•	-	1
	_	4
- :	2	2
ī	٦	
	ı	•
	÷	ł

	~	~	61	~		-	80	9:
	R6	73	82	73		3 22.	3 45.8	81
	R5	74	80	72		17.6	37.6	51.0
	R4	72	62	70		16.6	27.4	26.0
	R3	74	82	72		15.9	22.6	24.9
	R2	73	83	70		13.2	22.8	26.7
	쮼	73	80	70		11.8	19.5	16.8
	0EH	74	84	7.1		21.1	34.4	34.6
	H29	72	77	89		21.1	32.5	29.1
	H28	1.1	6/	69		21.4	22.3	24.7
	H27	70	78	89		8.9	15.7	13.0
	H26	1.2	08	89		14.0	25.4	20.4
	H25	72	08	89		8.7	37.4	10.7
	H24	72	82	11		5.7	36.1	30.1
	H23	73	81	70	月平均)	10.9	55.8	34.4
合意後	H22	9/	98	72	\sim	22.1	96.3	28.1
	H21	77	83	72	蚤音発生	21.9	44.5	38.1
	H20	77	83	73	7時までの騒音発生回数	11.8	26.5	40.5
	H19	77	85	73	自朝	4.6	42.8	33.9
	H18	82	81	11	間22時~.	10.2	48.4	59.6
	11H	74	81	69	夜	12.1	43.6	64.8
	H16	72	6/	0/		6.7	83.8	53.3
	H15	74	82	72		10.0	75.6	98.5
	H14	9/	82	73		7.7	88.7	61.5
	H13	6/	28	72		0'8	46.9	5.7
	H12	LL	84	0/		13.6	33.0	13.5
	H11	11	83	72		15.0	21.6	31.8
	H10	11	84	72		14.6	10.0	47.1
	6Н	9/	83	73		11.0	14.8	19.2
	완	77				21.0		
合意前	LH.	8/				0.69		
環境	基準値	70	70	70				
測定		梟鍤	上大謝名	新城		梟偛	上大謝名	新城

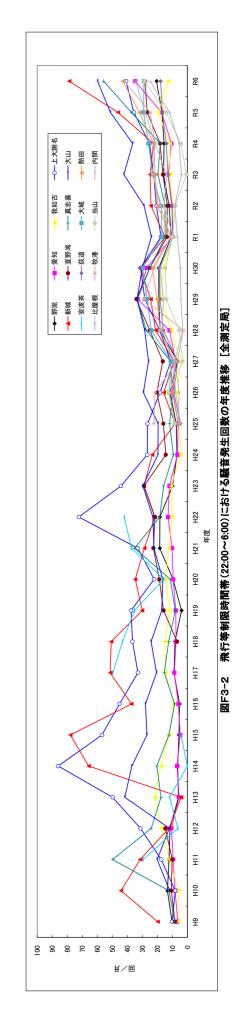
※ 平成7年度から継続して測定している野嵩局と、規制措置合意後に設置した上大謝名局と新城局について、騒音発生状況を記載した。



表F3 航空機騒音規制措置に基づく飛行等制限時間帯(22時-6時)における航空機騒音発生回数(月平均)



飛行等制限時間帯(22:00~6:00)における騒音発生回数の年度推移



Ⅲ 航空機騒音に係る環境基準について(抜粋)

(昭和 48. 12. 27 環境庁告示第 154 号) 改正 平 5 環告 91、平 12 環告 78、平成 19 環告 114

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

- (注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱ をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
 - (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(LAE)を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。
 - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表する と認められる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - (4) 評価は算式アにより 1日 (午前 0 時から午後 12 時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_{i} 10^{\frac{L_{\text{AE},di}}{10}} + \sum_{j} 10^{\frac{L_{\text{AE},ej} + 5}{10}} + \sum_{k} 10^{\frac{L_{\text{AE},nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE, d}$;とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 $L_{AE, e}$;とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の L_{AE} 、 $L_{AE, n, k}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間(1秒)をいい、Tとは、観測1日の時間(86,400秒)をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_{i}10^{\frac{L_{\text{den},i}}{10}}\right)$$

- (注) Nとは、測定日数をいい、 $L_{\text{den}, i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。
- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う ものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW) を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び 自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。